

社会福祉法人 上陽福寿会
役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人 上陽福寿会(以下「この法人」という。)の定款第 8 条及び第 21 条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償(以下「報酬等」という。)に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)役員とは、理事及び監事をいう。
- (2)常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
常勤役員のうち、理事は常勤理事及び監事は常勤監事という。
- (3)非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4)評議員とは、定款 5 条に基づき置かれている者をいう。
- (5)報酬とは、社会福祉法第 45 条の 35 第 1 項で定める報酬、就業規則で定める諸手当、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称を問わない。
- (6)費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)等の経費をいう。
報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第 3 条 この法人は、役員及び評議員に職務執行の対価として報酬を支給することが出来るものとし、評議員に対して報酬の支給は行わない。

(報酬等の額の決定)

- 第 4 条 この法人の全理事の報酬総額は、年間 4,000 万円以内とする。
- 2 この法人の監事は非常勤として報酬の支給は行わない。
 - 3 この法人の常勤理事の報酬月額、別表第 1 「常勤理事俸給表」に定めのとおりとする。
 - 4 各々の常勤理事の報酬月額は、常勤理事俸給表のうちから、評議員会の承認を得て決めるものとする。

- 5 常勤理事については、就業規則で定める諸手当を報酬月額に加算し支給するものとする。
- 6 常勤理事に対する賞与の支給は、担当する職務等の業績を勘案し、報酬月額の年間 3.5 ヶ月分以内を支給するものとする。
尚、常勤理事各々の支給額は理事長が決定する。
- 7 理事会及び評議員会に出席した役員・評議員については、出席の都度費用弁償として一人 5,000 円を支給する。但し、会場が勤務地の者は支給しない。

(費用弁償)

- 第 5 条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことが出来るものとする。
- 2 役員及び評議員には、出張に要する旅費(宿泊費を含む)を、旅費に関する規程に準じて出張費として支給することが出来る。

(報酬等の支給日)

- 第 6 条 常勤役員の報酬等(賞与・旅費を除く)は、毎月月末に締切し翌月 10 日に支払うものとする。
尚、支給日が土日、祝祭日に当たる場合は、前営業日に支払うものとする。
- 2 賞与の支給日は、理事長が総合的に判断し決定する。
 - 3 前項を除く役員及び評議員に支給する報酬及び旅費は、必要の都度支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

- 第 7 条 報酬は、通貨をもって本人に支給するものとする。
但し、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことが出来るものとする。
- 2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除し支給する。

(公表)

- 第 8 条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

- 第 9 条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補足)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附則

この規程は平成29年6月21日から施行する。

子の規定は平成30年6月20日に改正し、施行する。

別表常勤理事俸給表